

平成 30 年度決算 財務書類  
注記（全体会計）

市川市

## I 重要な会計方針

### (1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

開始時における有形固定資産等の評価は、平成 27 年度以前に固定資産台帳に計上済みの資産は基準モデルによる再調達原価とし、新規計上の資産（橋梁等）は取得原価としています。ただし、昭和 59 年度以前に取得又は取得原価が不明な道路の底地は、備忘価額 1 円としています。

また、開始後については原則として取得価額とし、再評価は行わないこととしています。

### (2) 有価証券等の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券……………償却原価法

② 満期保有目的外の有価証券

市場価格のあるもの……………市場価格

市場価格のないもの……………取得原価

③ 出資金

市場価格のあるもの……………市場価格

市場価格のないもの……………出資金額

### (3) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

耐用年数は減価償却資産の耐用年数等に関する省令の耐用年数表に基づいております。

② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

ソフトウェアの耐用年数については、見込利用期間に基づいております。

③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が 1 年以内のリース取引及びリース契約 1 件あたりのリース料総額が 300 万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

### (4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

過去 5 年間の平均不能欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

② 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

③ 賞与等引当金

翌年度 6 月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

④ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

リース料総額が 300 万円を超える所有権移転ファイナンス・リース取引については通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（市川市公金管理運用方針において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいいます。）を資金の範囲としています。

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引より発生する資金の受払いを含んでいます。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

病院事業会計及び下水道事業会計を除き、消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

## II 偶発債務

会計年度末においては現実の債務ではないが、将来一定の条件を満たすような事態が生じた場合に債務となるもの

(1) 保証債務及び損失補償債務負担行為の状況

他の団体の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っています。

| 団体（会計）名   | 確定債務額 | 履行すべき額が確定していない<br>損失補償債務等 |              | 総額           |
|-----------|-------|---------------------------|--------------|--------------|
|           |       | 損失補償等引当金                  | 貸借対照表        |              |
|           |       | 計上額                       | 未計上額         |              |
| 千葉県信用保証協会 | －     | 29,254 千円                 | 3,980,582 千円 | 4,009,836 千円 |
| 土地開発公社    | －     | －                         | 3,176,892 千円 | 3,176,892 千円 |

### Ⅲ 追加情報

#### (1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

- ① 全体会計財務書類の対象範囲は次のとおりです。
  - 一般会計
  - 国民健康保険特別会計
  - 介護保険特別会計
  - 後期高齢者医療特別会計
  - 病院事業会計
  - 下水道事業会計
- ② 地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の係数をもって会計年度末の係数としています。
- ③ 表示単位未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。
- ④ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。
  - 実質赤字比率      －
  - 連結実質赤字比率   －
  - 実質公債費比率    1.3
  - 将来負担比率      －
- ⑤ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額   0 百万円
- ⑥ 繰越事業に係る将来の支出予定額   5,924 百万円

#### (2) 貸借対照表に係る事項

- ① 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

|                           |             |
|---------------------------|-------------|
| 標準財政規模                    | 86,475 百万円  |
| 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 | 6,312 百万円   |
| 将来負担額                     | 103,370 百万円 |
| 充当可能基金額                   | 35,072 百万円  |
| 特定財源見込額                   | 30,208 百万円  |
| 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額    | 52,930 百万円  |
- ② 地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務全額  
3,179 百万円

- ③ 建物のうち 6,408 百万円は、PFI 事業に係る資産が計上されています。

(3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支 8,929 百万円

② 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書

|                   |             |
|-------------------|-------------|
| 業務活動収支            | 17,743 百万円  |
| 投資活動収入の国県等補助金収入   | 1,925 百万円   |
| 未収債権、未払債務等の増加（減少） | 5,537 百万円   |
| 減価償却費             | △11,883 百万円 |
| 賞与等引当金繰入額（増減額）    | △2,259 百万円  |
| 退職手当引当金繰入額（増減額）   | △980 百万円    |
| 徴収不能引当金繰入額（増減額）   | △568 百万円    |
| 資産除売却益（損）         | △166 百万円    |

純資産変動計算書の本年度差額 9,349 百万円

③ 重要な非資金取引は以下のとおりです。

新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び負債の額 727 百万円